二十一　法第二十二条の規定による補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認 二十二　法第二十三条第一項の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施 二十三　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理 二十四　法第二十五条第二項の規定による申出に係る必要な措置及び通知	一　法第五条の規定による補助金の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金の交付の決定 三　法第七条第一項から第三項までの規定による補助金の交付の条件の附加 四　法第七条第一項第一号の規定による補助事業に要する経費の配分の変更の承認、同項第三号の規定による補助事業の内容の変更の承認、同項第四号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認並びに同項第五号の規定による補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 五　法第七条第二項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の納付命令 六　法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 七　法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理 八　法第十条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更 九　法第十条第三項の規定による補助金の交付 十　法第十二条の規定による状況報告の受理 十一　法第十三条第一項の規定による補助事業の遂行の命令 十二　法第十三条第二項の規定による補助事業の遂行の一時停止の命令 十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理 十四　法第十五条の規定による補助事業の成果の調査並びに補助金の額の確定及び通知 十五　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十六　法第十七条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し 十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金の返還の命令 十八　法第二十条の規定による他の補助金の一時停止又は当該補助金と未納額との相殺	国立保健医療科学院長 （項）厚生労働科学研究費 （目）厚生労働科学研究費補助金 （規程第三条第一項の表第十四号に規定する難治性疾患克服研究事業のうち一般公募型並びに同表第二十六号に規定する健康安全・危機管理対策総合研究事業のうち一般公募型及び若手育成型に限る。）

十九　法第二十一条第一項の規定による徴収 二十　法第二十一条の二の規定による理由の提示 二十一　法第二十二条の規定による補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認 二十二　法第二十三条第一項の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施 二十三　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理 二十四　法第二十五条第二項の規定による申出に係る必要な措置及び通知		

○厚生労働省告示第百六十三号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項の介護労働安定センターである財団法人介護労働安定センターに、同法第十八条第一項の規定に基づき、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業のうち次に掲げる業務を行わせることとしたので、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第四項の規定に基づき、次のとおり告示し、平成十九年厚生労働省告示第百八十五号（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第一項の規定に基づき、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業、第六十三条の能力開発事業及び雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の暫定雇用福祉事業として行う業務を定める件）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十八条第一項に規定する介護雇用管理制度等導入奨励金を支給すること。

二　介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。

三　介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための措置について、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第九条第一項に規定する認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

四　介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。

五　職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。

六　職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対する健康診断の実施について補助を行うこと。

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第十二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁